

転落防止の措置が講じられていない側溝のある

道路の設置又は管理の瑕疵が争われた事例

橋本市道無蓋側溝歩行者転落事件

道路局道路交通管理課 岡崎 之彦

〔一審判決〕

平成一五年一月二七日 和歌山地方裁判所

請求棄却（確定）

はじめに

国家賠償法二条が適用され、国又は公共団体の責任が認められるためには、①公の営造物であること、②公の営造物の設置・管理に瑕疵があること、③損害が発生していること、④公の営造物の設置・管理の瑕疵と損害との間に因果関係があることの要件が必要であり、「営造物の設置又は管理の瑕疵」とは、「営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう」とされている。

今回の事例紹介は、原告の母親が被告の設置管理する市道を歩行していた際、転落防止の措置が講じられていない側溝に転落して負傷したとし

て、国家賠償法二条一項に基づき、損害賠償を請求した事例を取り上げ、道路の通常有すべき安全性についての裁判所における判断を紹介することとする。

一 事案の概要

1 原告らの請求

被告は、原告に対し、四七四万三、九六〇円及びこれに対する支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

2 争いのない事実等

(1) 原告は、平成一三年一〇月三十一日に本件事故とは無関係の原因で死亡したA（昭和一三年五月二七日生。以下「A」という。）の長男であり、Aの唯一の相続人である。

(2) 被告は、橋本市道の設置者であり、道路管理

者として、同道路を常時良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない義務を負っていた（道路法四二条一項）。

(3) 橋本市道九四八号線の一部である橋本市内付近道路（以下「本件現場」という。）は、幅員約六mであり、その北側に同道路に沿って幅約八六cm、深さ約八〇cmの側溝（水路）があり、本件現場の東西両側の側溝には鉄板（溝蓋）が敷かれていたものの、本件現場では約九・三mにわたって鉄板が設置されておらず、しかも転落箇所には夜間照明がなかった。

(4) なお、本件現場に設置された側溝の北側にB社が経営する天然温泉の観光バス専用駐車場があり、その西方に道路を挟んで天然温泉の建物があり、その建物の東西両側に駐車場

(以下「西側駐車場」という。)が設けられ、これらの南側の道路(本件現場の西方)にもその北側に側溝が設けられており、また、同道路から本件現場を通って更に東進すると、C病院に行くことができた。

(5) Aは、平成一二年二月一日、D病院で受診し、腰部打撲、左腎損傷(腎出血)及び腰椎捻挫の傷害(以下「本件傷害」という。)を負ったと診断され、D病院に、同日から平成一三年四月二十七日まで入院(一三九日)し、その後同年七月二十七日まで通院(実日数二五日)した。

二 主な争点と当事者の主張

1 Aは、本件現場に設置された側溝に転落し、これによって本件傷害を負ったか。

(原告の主張)

Aは、平成一二年二月七日午後六時三〇分ころ、本件現場の手前を西から東に向かって歩行するにあたり、対向進行して来た自動車避けるため、側溝に設置された鉄板上を歩行したところ、鉄板が途切れているのに気付かず、鉄板の設置されていない箇所側溝に転落し(以下、同転落事故を「本件事故」という。)、これによって本件傷害を負った。

(被告の反論)

Aは、平成一二年二月八日には大阪市内のホテルに、同月九日には同ホテルと天然温泉にそれぞれ出勤した上、同月一日の受診時には本件事故の日が同月六日か七日かあいまいな説明をしていたこと、Aは、同月六日も七日も天然温泉には出勤しておらず、仕事以外で本件現場を歩行するとは考えられないこと、Aのカルテを見ても、腰部等に外傷や内出血が見られず、側溝に転落して腎損傷を伴うほどの強い打撲があったとはいえないことなどに照らし、Aが本件事故により本件傷害を負ったとは認め難い。

2 本件現場につき、道路の設置

又は管理に瑕疵があったか。

(原告の主張)

本件現場は、歩行者専用道路(歩道)のない道路で、北側に東西に走る側溝があったが、その上には長さ約九・三mにわたって鉄板が設置されていないかつ上、転落防止の防護柵も設置されず、夜間は照明がなくて暗いにもかかわらず外灯の設置がなかったので、道路として通常有すべき安全性が確保されておらず、道路の設置又は管理に瑕疵があった。

(被告の反論)

Aは、毎日のように本件現場付近を通行し、開渠の側溝があることや、鉄板が設置されているのが本件現場の北側にある天然温泉の観光バス専用

駐車場の出入口だけであることを十分認識していたはずであるし、本件現場の道路の幅員や車の通行量に照らし、歩行者が車両を避けるために側溝上の鉄板の上を歩かなければならない場所でもないもので、本件事故はAの不注意によって発生したものであり、道路の設置及び管理に瑕疵はなかった。

三 主な争点に対する裁判所の判断

主文

原告の請求を棄却する。

1 争点1(Aは、本件現場に設置された側溝に転落し、これによって本件傷害を負ったか)について

(1) 上記争いのない事実等の外、証拠及び弁論の全趣旨によると、大要、次の事実を認めることができる。

ア 原告は、平成一二年二月七日夜、仕事から帰って来たとき、Aが脱いだ靴や上着に泥が付着しているのに気付く、Aが電話で溝にはまったと話すのを聞いた外、Aから、C病院へ行こうと思つて天然温泉の南側の道路を歩いていると、対向して来た自動車のライトがまぶしく、同道路北側の側溝の鉄板が途切れた箇所側溝に落ちたという話を聞き、後

日、本件現場で転落箇所を確認した。

イ Eは、平成五年二月末ころ近所に転居して来たAと知り合い、Aが幼少時より苦労を重ねたことから辛抱強くて自分に対しても厳しい性格であると思っていたが、平成一二年一月一日、Aが訪ねてきた際、腹痛を訴え、尿に鮮血が見られるとのことであり、顔色も悪かったため、その場にいたEの姉が救急車を呼び、Aに医師の診察を受けさせることとした。

ウ その際、Eは、Aから、C病院へ行くことと思つて西から東に向かい、天然温泉の南側の側溝の鉄板を敷かれた箇所を歩いていると、対向して来た自動車のライトがまぶしくて、天然温泉の東側の駐車場の出入口付近の鉄板のない箇所側溝に落ちて腎部を殴打したが、服が汚れていたし、着替えに戻るとC病院の受付時間も過ぎるので、そのまま病院へは行かなかった、という話を聞いた。

エ Aは、平成一二年二月七日夜以降、仕事に出ていたものの、原告には腰が痛いと言つており、同月一〇日、上記のとおりEの姉が呼んだ救急車でD病院に搬送され、同病院で検査を受けた結果、側溝に転落したことにより腰部打撲、左腎損傷（腎出血）及び腰椎捻挫の傷害を負ったと診断され、平成一三

年四月二七日まで同病院に入院し、退院後も腰痛が残存したため、同年七月二七日まで同病院に入院した。

(2) 上記認定の事実に基づいて判断すると、Aは、平成一二年二月七日（なお、時間は、上記認定の事実と弁論の全趣旨によつて認められる午後六時三〇分ころ）、本件現場の北側の側溝に設置された鉄板の上を西から東に向かつて歩いていたとき、その鉄板が途切れていたが、対向して来た自動車のライトに目が眩み、これに気付かないで側溝に転落し、これによつて本件傷害を負つたといふことができる。

なお、Eは、Aの転落箇所につき、天然温泉の西側駐車場の南東角付近であつた旨証言しているが、原告は、Aが退院した後、自ら運転する単車にAを乗せて本件現場を通つた際、Aに転落箇所を示してもらつた旨供述していること、Eは、本件現場へ行ってAから転落箇所を示されたのではなく、Aから「天然温泉の向こう側の駐車場の出入口」と聞いて転落箇所を判断したに過ぎないこと、Eは、天然温泉の西側駐車場には自らも自動車を駐車したことがあり、その存在を知っていたが、そこから道路を挟んで東側にある観光バス専用駐車場の存在は記憶にないと言言していることなどにかんがみると、Eは、Aから聞いた転落箇所を、天然温

泉の西側駐車場の南東角付近であると誤解した疑いが強いといわざるを得ない。

また、原告は、Aから聞いた転落直前の状況につき、自動車のライトがまぶしくて左へ寄つたところ、鉄板が途切れていて側溝に落ちたのか、上記のとおり左へ寄り、自動車が通過した後には歩を進めると落ちたのか、明確な記憶がないようであるが、Eは、天然温泉の駐車場の出入口には側溝に蓋があるが、その続きに蓋のない箇所があつて、「歩いたら落ちた」とか「歩いたんだけど溝に落ちた」とかと、要するに歩いていると落ちたとAから聞いた旨証言しており、Aが対向車が来たので左に寄つたとは証言していないこと、Aは、平成一三年二月二三日付けの書面において、「前方よりの自動車を避けるため左側の溝蓋上により歩行していたところ、前方の溝蓋が切れており、水路に転落し負傷しました」と記載していることなどを勘案すると、Aは、天然温泉の南側の側溝を覆っていた鉄板の上を歩いていたとき、鉄板が途切れたため、側溝に転落したと認めるのが相当である。

2 争点2（本件現場につき、道路の設置又は管理に瑕疵があつたか）について

(1) 上記争いのない事実等の外、証拠及び弁論の全趣旨によると、大要、次の事実を認めること

ができる。

ア 本件現場付近は、水田と畑が多い地域であり、路面排水及び農業用水路として道路沿いに側溝が設けられており、しかも、本件現場付近の側溝を始め橋本市内の側溝は、維持管理や排水の外、水路に堰を設けて田に水を入れる作業を行う際にも、開渠の方が便利であるため、原則として開渠になっており、橋本市の占用許可を得て側溝の上に蓋をして通行の用に供されている箇所もあるが、それは例外的なものであった。

イ 本件現場は、その北側に側溝が設けられているが、幅員約六mの道路であり、自動車が対向して来たとしても、これを避けるための余裕があったし、Aの転落箇所には夜間照明がなかったものの、天然温泉の西側駐車場の南東角及びその西方に夜間照明があり、本件事故が発生した時間であっても、本件現場の状況を十分確認することができ、暗くて歩くのに支障が生じるような状況ではなかった。

ウ Fは、平成八年四月から橋本市に所属して道路等の管理の仕事に従事しており、平成二年一月中旬ころ、Aが損害賠償等を求めたことから本件事故の発生を知り、道路賠償責任保険の保険会社と連絡を取った上、Aの責任による事故であるし、鉄板は天然温泉が橋

本市に無断で設置したものであり、橋本市には責任がない旨回答した。

エ Fは、歩行者が側溝へ転落した事故については聞いたことがなかったが、本件事故後、暫定的に事故の再発防止のため本件現場に工事用バリケードを置いた上、同月一九日、B社に対し、鉄板の設置について道路占用許可申請をし、かつ事故防止のための構造物を設置するよう指導し、平成一三年二月初ころ、本件現場の道路と側溝の境に赤白のポストコーンを設置したが、更にB社により鉄板と側溝の境に防護柵が設置された。

オ Aは、本件現場付近を通ることは少なかったが、平成五年二月末ころ大阪から転居して原告肩書住所地に居住しており、大阪市内のホテルに勤務していただけでなく、自宅から徒歩約七分の場所にある天然温泉にも午後五時から午後一一時まで勤めており、またC病院に通院したこともあったので、本件現場付近の道路の片側又は両側に側溝があることを知っていた。

(2) 上記1で判断したAの転落箇所や転落時の状況に加え、上記(1)で認定した事実をも勘案すると、本件現場は、歩行者が通常期待される注意をして正常に歩行している限り、道路から側溝に転落する危険性が少なく、しかも歩行者の正

常な歩行が容易に妨げられるような状況にはなかったと考えられること、Aは、本件現場付近に開渠の側溝があることを知っていたが、側溝を覆っていた鉄板の上を歩いていたとき、対向車のライトに目が眩んだにもかかわらず、そのまま歩を進めたため、側溝に転落したこと、橋本市内では、本件事故の前後を通じて側溝への転落事故が発生したことはなかったことなどを指摘することができ、これらの諸点にかんがみると、本件現場は、歩行者の通行の安全を損なうような状況にはなく、道路として通常備えるべき安全性を欠いており設置又は管理に瑕疵があったということとはできない。

なお、本件事故後、本件現場にポストコーン及び防護柵が設置されたが、本件事故前にこのような措置を講じていなかったとしても、このことから直ちに通常備えるべき安全性を欠いていたということにはならない。

3 結論

以上のとおりであるから、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないので棄却することとする。

おわりに

今回の事例は、転落防止の措置が講じられていなかったことをもって、道路の設置管理に通常有

すべき安全性を欠き、
 瑕疵があったものと認められたものではない。
 しかしながら、通常有すべき安全性の判断は、諸般の事情を総合考慮した上、具体的個別的になされるものであり、営造物の設置管理者における事故回避措置の要否及び可否並びにそれが可能であることを前提とした上での具体的措置の適否が、瑕疵の有無の判断の決め手にされると考えられ、適切な対応が期待されるものである。

表 当事者の主張及び裁判所の判断のポイント

	原告の主張	被告の主張	裁判所の判断
争点1	<ul style="list-style-type: none"> 12月7日午後6時30分ころ、対向進行して来た自動車を避けるため、側溝に設置された鉄板上を歩行した 鉄板が途切れているのに気付かず、鉄板の設置されていない箇所側溝に転落した 	<ul style="list-style-type: none"> 12月10日の受診時には本件事故の日が同月6日か7日かあいまいな説明をしていた 側溝に転落して腎損傷を伴うほどの強い打撲があったとはいえない 	<ul style="list-style-type: none"> 12月7日午後6時30分ころ、本件現場の北側の側溝に設置された鉄板の上を西から東に向かって歩いていた 鉄板が途切れていたが、対向して来た自動車のライトに目が眩み、これに気付かないで側溝に転落した
	↓	↓	↓
	●本件傷害を負った	●Aが本件事故により本件傷害を負ったとは認め難い	●本件傷害を負った ●天然温泉の南側の側溝を覆っていた鉄板の上を歩いていたとき、鉄板が途切れたため、側溝に転落した
争点2	<ul style="list-style-type: none"> 本件現場は、歩行者用専用道路（歩道）のない道路で、北側に東西に走る側溝があったが、その上には長さ約9.3メートルにわたって鉄板が設置されていなかった 転落防止の防護柵も設置されず、夜間は照明がなくて暗いにもかかわらず外灯の設置がなかった 	<ul style="list-style-type: none"> Aは、毎日のように本件現場付近を通行し、開渠の側溝があることや、鉄板が設置されているのが本件現場の北側にある天然温泉の観光バス専用駐車場の出入口だけであることを十分認識していたはずである 本件現場の道路の幅員や車の通行量に照らし、歩行者が車両を避けるために側溝上の鉄板の上を歩かなければならない場所でもない 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の側溝は、開渠の方が便利であるため、原則開渠になっていた 市の占用許可を得て側溝の上に蓋をして通行の用に供されている箇所もあるが、例外的なものである 本件現場は、幅員約6メートルの道路であり、自動車が対向して来たとしても、これを避けるための余裕があった 転落箇所には夜間照明がなかったものの、付近に夜間照明があり、本件事故が発生した時間であっても、本件現場の状況を十分確認することができ、暗くて歩くのに支障が生じるような状況ではなかった ↓（上記を勘案） ●本件現場は、歩行者が通常期待される注意をして正常に歩行している限り、道路から側溝に転落する危険性が少なく、しかも歩行者の正常な歩行が容易に妨げられるような状況にはなかった ●Aは、本件現場付近に開渠の側溝があることを知っていたが、側溝を覆っていた鉄板の上を歩いていたとき、対向車のライトに目が眩んだにもかかわらず、そのまま歩を進めたため、側溝に転落した ●市内では、本件事故の前後を通じて側溝への転落事故が発生したことはなかった
	↓	↓	↓
	●道路として通常有すべき安全性が確保されておらず、道路の設置又は管理に瑕疵があった	●本件事故はAの不注意によって発生したものであり、道路の設置及び管理に瑕疵はなかった	●本件現場は、歩行者の通行の安全を損なうような状況にはなく、道路として通常備えるべき安全性を欠いており設置又は管理に瑕疵があったということとはできない。